

**「令和 6 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する
意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方**

■意見募集期間：令和 7 年 6 月 24 日（火）～ 7 月 23 日（水）

■提出された意見の件数：6 件【法人等 2 件、個人 4 件】 ※提出意見数は、意見提出者数としています。

法人等（五十音順）

- ・自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
- ・ソフトバンク株式会社

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（提出順）

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>評価結果自体は妥当であると考える。</p> <p>そのうえで、今後の取り組みについて各周波数区分に応じ意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50MHz 以下 路側通信の FM 放送への移行について、国土交通省や NEXCO 各社がどのような意向を有しているか未だ公には表明していないため、意向を表明するようこれらの免許人に働きかけ願いたい。 ・ 50MHz 超 222MHz 以下 当分ラジオ放送に使用予定のない 99MHz 超 108MHz 以下の帯域にてデジタルラジオの実証実験を行ってはどうか。 特に、HD Radio 方式であれば多重放送のため既存の受信機との互換性も保たれるから、検討に値すると考える。 ・ 222MHz 超 714MHz 以下 4K 放送等地上波テレビ放送の高度化に向けた研究を引き続き行うことが望ましい。 	<p>本案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>路側通信の移行や V-Low 帯の利用等に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。</p>	無
2	個人	<p>国民共有の財産である電波の有効利用、特に近年ますますひっ迫する傾向にある使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波の更なる有効利用（周波数再編・再割当て）に向け、下記の個所に関して下記のように一部修正したほうが、看過できないような喫緊の課題解消のため周波数再編の PDCA サイクルをより効果的に</p>	<p>本案については、総務省において実施された電波の利用状況調査の結果に対して評価を行ったものであり、222MHz 超 714MHz 以下の周波数区分において、UHF 帯のデジタル TV 放送、特定ラジオマイクやエリア放送システムなどを</p>	無

	<p>活用／展開でき、より良いと思えます。</p> <p>P71 3 222MHz 超 714MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 ＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞ （途中省略）</p> <p>【原案】 UHF 帯のデジタル TV 放送については、令和 2 年及び令和 4 年の調査時とほぼ同数の無線局が運用されており、平成 23 年 7 月の地デジ移行完了後、引き続き、適切に利用されている。 また、UHF 帯のデジタル TV 放送用周波数帯のホワイトスペースを活用する特定ラジオマイクやエリア放送システムについては、令和 4 年度時点（4.3 万局）から横ばいで推移しており、需要に大きな変化は見られない。 なお、本周波数区分について、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）では、テレビホワイトスペース帯において、デジタル特定ラジオマイクのより柔軟な運用を可能とするよう、小さい空中線電力のものを使用する場合のチャンネルリストを追加することを掲げている。</p> <p>【一部修正案】 UHF 帯のデジタル TV 放送については、令和 2 年及び令和 4 年の調査時とほぼ同数の無線局が運用されており、平成 23 年 7 月の地デジ移行完了後、引き続き、適切に利用されているが、社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波：特に使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として一層の有効利用が求められている。 また、UHF 帯のデジタル TV 放送用周波数帯のホワイトスペースを活用する特定ラジオマイクやエリア放送システムについては、令和 4 年度時点（4.3 万局）から横ばいで推移しており、本需要に大きな変化は見られないが、使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として利用システムの需要は拡大し近年ますますひっ迫する傾向にある。</p>	<p>含め、既存のシステムにおいて電波の有効利用は一定程度図られていると考えられますが、「利用システムの需要は拡大し近年ますますひっ迫する傾向」といった内容は調査結果から読み取れないため、原案のとおりとします。 なお、携帯電話等に使用する周波数については、本案の対象外となりますが、総務省においてニーズに応じ随時検討が行われているものと認識しております。</p>	
--	--	---	--

	<p>一方で、本周波数区分について、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）では、テレビホワイトスペース帯において、デジタル特定ラジオマイクのより柔軟な運用を可能とするよう、小さい空中線電力のものを使用する場合のチャンネルリストを追加することを掲げているような対応策となっている。</p> <p>-----（参考箇所）-----</p> <p>P1</p> <p>1 はじめに</p> <p>社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。</p> <p>P2</p> <p><評価を行った重点調査の対象システム></p> <p>(3) 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム</p> <p>(4) 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム</p> <p>-----</p> <p>P92</p> <p>(3) 評価</p> <p>【原案】</p> <p>また、アナログ方式のタクシー無線、地域振興用 MCA はデジタル化や他システムへの移行・代替が進んでいることや、特定ラジオマイクに関しデジタル方式の利用効率向上等に資するテレビホワイトスペースチャンネルリストの策定に向けた取り組みが取られているなど、おおむね周波数再編アクションプランの取組が着実に遂行されていることが確認され、本周波数区分において電波の有効利用は一定程度図られている。</p> <p>【一部修正案】</p> <p>また、アナログ方式のタクシー無線、地域振興用 MCA はデジタル化や他システムへの移行・代替が進んでいることや、特定ラジオ</p>		
--	--	--	--

	<p>マイクに関しデジタル方式の利用効率向上等に資するテレビホワイトスペースチャンネルリストの策定に向けた取り組みが取られているなど、おおむね周波数再編アクションプラン（令和6年度版）の取組が着実に遂行されていることが確認され、本周波数区分において電波の有効利用は一定程度図られている。</p> <p>一方で、近年ますますひっ迫する傾向にある使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波の需要拡大に適宜対応できるよう、周波数再編のPDCAサイクル：電波の利用状況調査・評価（毎年）→周波数再編アクションプラン（毎年）の考え方を最大限尊重し、令和7年度以降では更なる有効利用（周波数再編・再割当て）策を立案し実現していくことが適当である。</p> <p>-----（参考箇所）-----</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/001001891.pdf 最近の電波利用の動向について 令和7年3月31日</p> <p>P38 周波数再編のPDCAサイクル 電波の利用状況調査・評価（毎年）→周波数再編アクションプラン（毎年）</p> <p>Check 機能 【電波監理審議会及び有効利用評価部会による評価】 ○有効利用評価の方針の制定 ○有効利用評価のための免許人等に対する自律的なヒアリング ○有効利用評価の実施・勧告（周波数再編・再割当て）</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/001015407.pdf 令和6年度電波の利用状況調査の調査結果の概要（別紙1）</p> <p>P20 （参考）電波の特性と利用形態</p> <p>使いやすい帯域→需要大 714MHz</p>		
--	--	--	--

		UHF TV放送、携帯電話、PHS、防災行政無線、警察無線、移動体衛星通信、MCAシステム、タクシー無線、簡易無線、レーダー、アマチュア無線、無線LAN(2.4GHz帯)、コードレス電話、電子タグ、ISM機器 -----		
3	個人	災害時の無線の活用と被災者への周知が足りないと思います。結局、停電に見舞われた場合、被災地では無線の活用には限界があると思います。また、一般的なスマホなどの携帯電話では、この周波数帯が受信できないので災害時に広く活用できるとは思いません。災害時のシステムを見直して、国際的な潮流を鑑み、有効活用を考えるべきだと思います。	災害時における無線システムの活用等に関するご意見については、今後の総務省及び防災関係機関における検討に当たって参考としていただきたいと思います。	無
4	ソフトバンク株式会社	(総論) 電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義と考えます。 また、本評価結果(案)においても調査・評価されているアナログシステムのデジタルへの移行は、我が国全体の周波数有効利用に資する重要な取り組みであることから、引き続き着実に実施していくことが必要と考えます。	本案に賛成のご意見として承ります。	無
		(重点調査) 重点調査を活用し、周波数の共用利用の検討や他システムへの移行状況等を確認するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が重要です。現在の選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ総務省において選定がなされていると認識していますが、重点調査をより充実させる観点から、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。 また、過去の利用状況調査において重点調査対象となったシステムのうち、取り組みの目標が達成されていないシステム等、継続的な確認が必要と考えられるシステムについては、重点調査対象であったことを明確化したうえで、例えば2年後の次回調査において進捗状況を評価する等、適切にフォローアップが可能となるような仕組みを設けることも一案と考えます。	電波の利用状況調査における重点調査の選定に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。 なお、評価に関しては、過去の評価において指摘した事項については、必要に応じてフォローアップすることとしております。	無

		<p>※次の 1~4 のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム 2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム 3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム 		
5	自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	<p>電波の利用状況調査において、有効利用の程度が評価される対象は電波の発信システムのみであり、受信業務のみを行っている電波天文は対象外となっています。公表された評価結果（案）が対象とする周波数帯域において、日本国内でも盛んに観測が行われております。714 MHz 以下の帯域における電波天文業務を始めとする受信業務は、木星電波観測、太陽・太陽風の観測的研究や宇宙天気予報等、環境変動の観測を通じて安心安全な社会の構築を目指し、知的好奇心の充足を通じて豊かな社会の実現に資するものです。</p> <p>有効利用の程度を評価するにあたっては、これら受動業務が利用している帯域があることを考慮いただき、電波を発射する免許人や無線局の数およびその増減のみを根拠に有効利用の程度を評価しないようお願いいたします。</p> <p>また、次年度以降の周波数再編アクションプランをご検討の際は、受動業務の利用状況も十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないようにご配慮いただきたくお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見にあるとおり、電波法令上、調査・評価の対象は無線局であり、電波天文業務等の受信のみを目的とする受信設備は、調査の対象外となっておりますが、電波法第56条第1項に基づき、これら受信設備の運用が阻害されないよう保護の対象となっております。</p> <p>また、周波数再編アクションプランに関するご意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと思います。</p>	無
6	個人	<p>反対します。どんなデジタル化、利用率向上を図ろうと、近年、自然災害も多く、落雷による停電が日本各地で発生しています。災害時に電気にすべて頼ってしまうと、いざという時に日本すべてが稼働しなくなります。アナログはすべて残す必要があると思います。非常時に、どんなに後悔しても遅いです。</p>	<p>本案は、各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、頂いたご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無